

衆議院 財務金融委員會 會議錄 第十号

平成二十六年四月二十五日(金曜日)

午後二時四十七分開議

出席委員

委員長 林田 彪君

理事 伊東 良孝君

理事 菅原 一秀君

理事 御法川信英君

理事 桜内 文城君

理事 安藤 裕君

理事 小倉 將信君

理事 鬼木 誠君

理事 小島 敏文君

理事 今野 智博君

理事 田野瀨太道君

理事 竹本 直一君

理事 葉梨 康弘君

理事 山田 賢司君

理事 武正 公一君

理事 坂元 大輔君

理事 三木 圭忠君

理事 上田 勇君

理事 大熊 利昭君

理事 鈴木 克昌君

越智 隆雄君

寺田 稔君

古本伸一郎君

竹内 謙君

石川 昭政君

小田原 潔君

神田 憲次君

小林 鷹之君

鈴木 憲和君

竹下 巨君

中山 展宏君

藤井比早之君

安住 淳君

前原 誠司君

田沼 隆志君

山之内 毅君

岡本 三成君

佐々木憲昭君

麻生 太郎君

岡田 広君

福岡 資麿君

葉梨 康弘君

北村 治則君

委員の異動

四月二十五日

田畑 毅君

牧島かれん君

補欠選任

今野 智博君

鈴木 憲和君

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

同日 松本 洋平君 石川 昭政君

同日

辞任

石川 昭政君

今野 智博君

鈴木 憲和君

補欠選任

松本 洋平君

田畑 毅君

牧島かれん君

四月二十五日

不利益課税遡及立法に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三山岸憲司)(第一〇一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

關提出第六七号)

保險業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

林田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び保險業法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

保險業法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生國務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び保險業法等の一部を改正する法律案につきまして、提案

の理由及びその内容を御説明させていただきます。まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

日本経済再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を初めとする日本の金融資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速、強化していくことが重要な課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明させていただきます。

第一に、新規・成長企業へのリスクマネー供給の促進等を図るため、インターネットを通じ多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み、いわゆるクラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の整備等を行うこととしております。

第二に、新規上場の促進等を図るため、新規上場後三年間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択可能とする等の見直しを行うこととしております。

第三に、市場の信頼性を確保するため、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る行為規制の強化を行うとともに、金融取引の基礎として広範に利用されております金融指標の算出者に係る規制の導入等を行うこととしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

次に、保險業法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の保險会社をめぐる経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するため保險募集規制を整備することや、保險業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題

となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明いたします。

第一に、保險の信頼性を確保するため、保險募集の基本的ルールとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、保險募集人に対して業務の規模、特性に応じた体制整備を義務づけることとしております。

第二に、保險会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保險業を活性化するため、海外の金融機関等を買取した際の子会社の業務範囲の特例を拡大するほか、保險仲立ち人に係る規制緩和等を行うこととしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び保險業法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○林田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る五月九日金曜日午前八時二十分理事會、午前八時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時五十一分散會

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十号

平成二十六年四月二十五日

六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務(同項に規定する取引所取引業務をいう。以下この号及び次号へ(2)において同じ。)を廃止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び次号において同じ。)(当該通知があつた日以前に取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第六十六条の二十第一項の規定による第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(4) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の

規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の四十二第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九條の四第一項第一号に次のように加える。

へ 金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

第二十九條の四第一項第二号「中」第六十条の四第一項に規定する「を削り、同号「中」前号口を「前号」に改め、同号「中」を「と」とし、ホの次に次のように加える。

へ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九條の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品取引業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に金融商品取引業者を廃止し、合併(金融商品取引業者が合併により消滅する場合の

当該合併に限る。))をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))が法人であつた場合において、当該法人の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(当該通知があつた日以前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第六十六条の二十第一項の規定による第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に金融商品仲介業を廃止し、

分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。))をし、又は解散することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))が法人であつた場合において、当該法人の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(4) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の四十二第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信用格付業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。))をし、又は解散することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてきた者を除く。))の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 個人であつて、前号口に該当する者

第二十九條の四第一項第三号中「へ」まで若しくは「ト」(第一号口を「子」まで若しくは「リ」(第一号「へ」に、「ト」まで)を「リ」まで)に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品

取引業又は投資運用業を行うおとす場合（個人である場合を除く。）にあつては、次のいずれかに該当する者

- イ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない者
- ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ハ 外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

二 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品

取引業協会をい）、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の第五項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をい）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備してないもの

第二十九条の四第一項第五号イ中「であつて、国内に営業所又は事務所を有する者」を削り、同号ニ（1）及び（2）中「トまで」を「リまで」に改め、同号ホ（1）中「第一号イ」の下に「又はロ」を加え、同号ホ（2）中「第一号ロ」を「第一号ハ」に改め、同号ホ（3）中「トまで」を「リまで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の二 第二十九条の登録を受け

ようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨（第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む）」と、同条第二項第一号中「及び第五号ハ」とあるのは「第五号ハ及び第六号イ」とする。

2 前条第一項第五号ハ及び第六号イの規定

（これらの規定を第三十一条第五項において準用する場合を含む。）は、前項の場合又は第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務については、適用しない。

3 第一種少額電子募集取扱業者（投資運用業

を行う者を除く。次項において同じ。）は、第三十五条第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を行うこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることを要しない。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品

取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六条の二第一項の規定は、第一種少

額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

第十一項、第二十七条の二第四項（第二十七

条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）」と、第二十一条第一項及び第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とする。

8 第一種少額電子募集取扱業者は、内閣府令

で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより公表しなければならぬ。

9 第三項から前項までの「第一種少額電子募

集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

10 第一項、第二項、第五項、第七項及び前項

の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務（第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されてい）ないもの）に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）又は電子募集取扱業務に関する顧客から金銭の預託を受けることをいう。

（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の三 第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち

第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうと

する場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」とする。

2 第三十六条の二第一項の規定は、第二種少

額電子募集取扱業者（登録申請書に第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。次項において同じ。）が第二種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

3 第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令

で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより公表しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集

取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されてい）ないもの）に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

第二十九条の五第一項各号列記以外の部分中

「登録」の下に「又は第三十一条第四項の変更登録を加え、当該適格投資家向け投資運用業」を「適格投資家向け投資運用業」に、「及び前条

第一項第五号イを「及び第二十九条の四第一項第五号イ(第三十一條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「前条第一項第五号イ中」を「第二十九条の四第一項第五号イ中」に改め、同条第二項中「登録」の下に「又は第三十一條第四項の変更登録」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二十九条の適用については、第二條第十一項中「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「同条第四項に規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)」と、「同項」とあるのは「第二十八條第四項」と、同号中「規定する投資運用業」とあるのは「規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)」とする。

第三十一條第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第四項中「第二十九条の二第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「八まで」を「二まで」に改める。

第三十三條の三第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三條各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。))について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨第三十三條の五第一項に次の二号を加える。

四 協会に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則(有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすることを又は投資者の保護に関するものに限る。))に準ずる内容の社内規則

(当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

第三十五條の二の次に次の一条を加える。

(業務管理体制の整備)

第三十五條の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第三十八條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出者(第百五十六條の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。))に対し、特定金融指標の算出に關し、正当な根拠を有しない算出基礎情報(特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。)を提供する行為

第四十條の三の次に次の一条を加える。(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

第四十條の三の二 金融商品取引業者等は、第二條第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。))については、これらの権利に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。))が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二條第八項第七号から第九号までに掲

げる行為をしてはならない。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 電子募集取扱業務に関する

特則

第四十三條の五 金融商品取引業者等は、第三條各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九條の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。))について電子募集取扱業務を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第三十七條の三第一項の規定により交付する書面に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集取扱業務を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第四十六條中「四月一日から翌年三月三十一日まで」を「各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

第四十六條の六第三項中「毎年三月、六月、九月及び十二月」を「四半期(事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期間)をいう。第五十七條の二第五項並びに第五十七條の五第二項及び第三項において同じ。))」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十九條及び第四十九條の二を次のように

改める。

(事業報告書の提出等に関する特則)

第四十九條 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六條の三第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とする。

2 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六條の六第一項の規定の適用については、同項中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、「準備金」とあるのは「国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、「固定資産」とあるのは「国内の営業所又は事務所における固定資産」とする。

3 金融商品取引業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第四十七條の二の規定及び登録金融機関が外国法人である場合における第四十八條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とする。

第四十九條の二 削除

第四十九條の四第一項中「第二十九條の四第一項第四号」を「第二十九條の四第一項第四号イ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「補てん」を「補填」に改める。

第四十九條の五中「すべて」を「全て」に改める。

第五十條の二第四項中「第四十九條の二第四項」を「第四十九條第三項」に改める。

第五十二條第二項中「下まで」を「りまで」に改める。

第五十二條の二第一項第一号中「第三十三條の五第一項第一号、第二号又は第三号」を「第三十三條の五第一項各号のいずれか」に改める。

第五十六條の四を削る。

第五十七條第二項中「第五十六條の三」を「前条」に改め、同条第三項中「第三十一條第四項」を「同条第四項」に、「第三十五條第四項の承

認若しくは前条第三項若しくは第四項を「若しくは第三十五条第四項」に、「第五十六条の三若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改める。

第五十七條の二第五項中「一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいう。以下この項、第五十七條の五第二項及び第三項並びに第五十七條の十七第二項及び第三項において同じ。」を削る。

第五十七條の十七第二項中「属する四半期を「属する最終指定親会社四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいう。以下この条において同じ。）」に、「四半期」とを「最終指定親会社四半期」とに、「当該四半期」を「当該最終指定親会社四半期」に改め、同条第三項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五十七條の二十第一項第一号及び第三項、第五十九條の二第三項第三号、第五十九條の四第一項第三号並びに第五十九條の五第一項第三号中「トまで」を「リまで」に改める。

第五十九條の六中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十條の三第一項第一号及び第六十條の八第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十條の十三中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十三條第四項中「第八章」を「第八章及び第八章の二」に改める。

第六十四條の二第一項第一号、第六十四條の四第二号及び第六十四條の五第一項第一号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十五條の五第二項中「第三十八條」の下に「（第七号を除く。）」を加え、「規定」を規定並びに「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に、「トまで」を「リまで」に改め、同条第四項中「第三十八條」の下に「（第七号を除く。）」を加え、「規定」を規定並びに「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に、「トまで」を「リまで」に改め、同条第四項中「第三十八條」の下に「（第七号を除く。）」の番号を指定する業務」を加える。

く。」を加え、「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める。

第六十六條の二第一項第四号中「第六十六條の十四第一号ハ」を「第六十六條の十四第一号ニ」に改める。

第六十六條の四第二号中「トまで」を「リまで」に改め、同条第二号イ中「第二十九條の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九條の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に改め、同号ロ中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六條の十四第一号中ホをへとし、二をホとし、同号ハ中「ハにおいて」を「ニにおいて」に改め、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十八條第七号に該当する行為
第六十六條の二十第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六條の三十第一項第二号中「第二十九條の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九條の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に改め、同項第三号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六條の四十二第二項及び第六十七條の四第二項第二号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十七條の十八第四号中「及び店頭売買有価証券」を「店頭売買有価証券及び当該規則において流通性が制限されていると認められる有価証券として内閣総理大臣が定めるもの」に改める。

第六十九條第五項、第七十九條の三十一第一項第三号、第七十九條の三十六第五項及び第八十二條第二項第三号イ中「トまで」を「リまで」に改める。

第八十七條の二第一項ただし書中「場合には」の下に「金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務」を加える。

第九十八條第四項、第一百一條の十八第二項第一号及び第一百二條の二十三第四項中「トまで」を「リまで」に改める。

第一百二條第二項及び第一百三條第二項中「第二十九條の四第一項第一号イ若しくはロ」を「第二十九條の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に、「トまで」を「リまで」に改める。

第一百五十六條の二十五第二項第三号中「第二十九條の四第一項第一号ロ」を「第二十九條の四第一項第一号ハ」に改める。

第五章の六の次に次の一章を加える。
第五章の七 特定金融指標算出者
（特定金融指標算出者の指定）
第一百五十六條の八十五 内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務（特定金融指標の算出及び公表を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者の特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を特定金融指標算出者として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、書面により、その旨及び指定に係る特定金融指標の名称を特定金融指標算出者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、指定をしたときは、特定金融指標算出者の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる営業所若しくは事務所（外国の者にあつては、国内に営業所又は事務所があるときは、国内における主たる営業所又は事務所を含む。次条第一項第四号において同じ。）の所在地並びに指定に係る特定金融指標の名称を官報で公示しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者について指定の理由が消滅したと認めるときは、

当該指定を取り消すとともに、書面により、その旨を当該特定金融指標算出者に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

6 特定金融指標算出業務を行う者が特定金融指標算出業務について外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるもの適切な監督を受けていると認められる者として内閣府令で定める者である場合には、第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、指定をしないものとする。

（書類の届出）
第一百五十六條の八十六 特定金融指標算出者は、指定を受けた日から政令で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、特定金融指標算出者が当該期間内に指定に係る特定金融指標算出業務を廃止した場合は、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
三 法人であるときは、役員の名氏又は名称
四 本店又は主たる営業所若しくは事務所の名称及び所在地
五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の書類には、定款、登記事項証明書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4 特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第百五十六條の八十七 特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務規程は、次に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を内容とするものでなければならない。

一 特定金融指標の算出及び公表に係る方針及び方法に関する事項

二 特定金融指標算出業務を適正に遂行するための業務管理体制に関する事項

三 特定金融指標算出者に対して算出基礎情報(第三十八條第七号に規定する算出基礎情報)をいう。第百五十六條の八十九第二項において「情報提供者」という。が遵守すべき事項(同号において「行動規範」という。)

四 情報提供者との間の契約(行動規範に係るものを含む。)の締結に関する事項

五 特定金融指標算出業務の委託に関する事項

六 特定金融指標算出業務に係る監査に関する事項

七 特定金融指標算出業務に係る説明書類の公衆縦覧に関する事項

八 特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項

3 特定金融指標算出者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 特定金融指標算出者は、業務規程について第一項又は前項の認可を受けた後は、業務規程の定めるところにより特定金融指標算出業務を行わなければならない。

(休止の届出)

第百五十六條の八十八 特定金融指標算出者

第百五十六條の八十八 特定金融指標算出者

第百五十六條の八十八 特定金融指標算出者

第百五十六條の八十八 特定金融指標算出者

第一類第五号

財務金融委員会議録第十号

平成二十六年四月二十五日

は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(報告の徴取及び検査)

第百五十六條の八十九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該特定金融指標算出業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特定金融指標算出業務に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出者に対して提供された算出基礎情報の正確性の確認に必要と認められる限りにおいて、その情報提供者に対し、当該算出基礎情報に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該情報提供者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

(改善命令等)

第百五十六條の九十 内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、特定金融指標算出者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に関し法令又は法令に基づく処分に違反したときは、当該特定金融指

標算出者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(業務移転の勧告)

第百五十六條の九十一 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときその他の内閣府令で定めるときは、特定金融指標算出者に対し、当該特定金融指標算出者が行っている特定金融指標算出業務の全部又は一部を他の者に行わせるよう勧告することができる。

(内閣府令への委任)

第百五十六條の九十二 第百五十六條の八十五から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七十二条の八中「第二十七條の二十五第四項」を「第二十七條の二十五第三項」に改める。

第百八十八條中「又は取引情報蓄積機関」を「取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出者」に改める。

第百九十条第一項中「第百五十六條の八十一」の下に「第百五十六條の八十九」を加える。

第百九十三條の二第二項各号列記以外の部分中「政令で定めるもの」の下に「(第四号において「上場会社等」という。)を加え、同項に次の一号を加える。

四 上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る。)が、第二十四條第一項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当

することとなつた日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合

第百九十四條の七第三項中「第百五十六條の八十一」の下に「第百五十六條の八十九」を加える。

第百九十七條の二第六号中「第二十七條の二十五第四項」を「第二十七條の二十五第三項」に改める。

第百九十八條中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第三十八條第七号又は第六十六條の十四第一号八の規定に違反した者

第百九十八條の五中「若しくは取引情報蓄積機関」を「取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者」に、「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは特定金融指標算出者」に改め、同条第三号中「第百五十六條の三十二第一項又は第百五十六條の八十三第一項」を「又は第百五十六條の三十二第一項、第百五十六條の八十三第一項若しくは第百五十六條の九十第二項」に改める。

第百九十八條の六第十号中「又は第百五十六條の五の八」を「第百五十六條の五の八又は第百五十六條の八十九」に改め、同条第十一号中「第百五十六條の八十一」の下に「第百五十六條の八十九」を加え、同条第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 第百五十六條の八十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百五條第十四号を次のように改める。

十四 第四十三條の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

第二百五條の二の三第一号中「若しくは第百五十六條の八十二第二項」を「第百五十六條の八十二第二項、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

し、第百五十六條の八十六第四項若

しくは第百五十六条の八十八に改め、同条第七号を削り、同条第七号の二を同条第七号とする。

第二百六条中「又は取引情報蓄積機関を、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者」に改め、「従業者」の下に「又は特定金融指標算出者」を加え、同条に次の一号を加える。

十三 第百五十六条の八十七第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

第二百八条中「又は取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）」を、「取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの、代表者又は管理人を含む）」又は特定金融指標算出者」に改め、同条第五号中「又は第百五十六条の八十一」を、「第百五十六条の八十一又は第百五十六条の九十第一項」に改める。

第八章中第百九条の次に次の二条を加える。

(混和した財産の没収等)

第二百九条の二 第百九十八条の二第一項又は第二百九条の二の規定により没収すべき財産（以下この条、次条第一項及び第百九条の四第一項において「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次項及び次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

2 情を知つた第三者が混和財産（第百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限り。）を取得した場合も、前項と同様とする。

(没収の要件等)

第二百九条の三 第百九十八条の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合、法令上の義務の履行として提供されたものを収受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らなかつた当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した場合を除く。は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第百九十八条の二第一項又は第二百九条の二の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らなかつた当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

第八章の次に次の一章を加える。

(第三者の財産の没収手続等)

第二百九条の四 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第百九条の七において同じ。）が被告人以外（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百九十八条の二第一項又は第百九条の二の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、前条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 前条第二項の規定により存続させるべき権利については前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十一年法律第三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二百九条の五 第百九十七条第一項第五号若しくは第百九十七条の二第十三号又は第百九条第十四号の罪に関し没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 第百九十七条第一項第五号若しくは第百九条第十四号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二百九条の六 権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第百九十七条第一項第五号若

しくは第百九十七条の二第十三号又は第百九条第十四号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分の際に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二百九条の七 第百九十七条第一項第五号若しくは第百九条第十四号の二第十三号又は第百九条第十四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第二百十條第一項中「前章」を「第八章」に改める。

(金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中金融商品取引法第二十九条の四の改正規定を次のように改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「許可を取り消されの下に」、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加え、同号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日か

ら当該処分をする日又は処分をしな
いことの決定をする日までの間に電
子店頭デリバティブ取引等業務(同
項に規定する電子店頭デリバティブ
取引等業務をいう。以下この号及び
次号へ(3)において同じ。)を廃止した
ことにより第六十条の十四第二項に
おいて準用する第六十条の七に規定
する場合に該当する旨の同条の規定
による届出をした場合における当該
届出に係る電子店頭デリバティブ取
引等許可業者(同項に規定する電子
店頭デリバティブ取引等許可業者を
いう。以下この号及び次号において
同じ。)当該通知があつた日以前に
電子店頭デリバティブ取引等業務を
廃止することについての決定当該
電子店頭デリバティブ取引等許可業
者の業務執行を決定する機関の決定
をいう。)をしていた者を除く。)で、
当該届出の日から五年を経過しない
もの

第二十九条の四第一項第二号二中「許可を
取り消されたことがある場合」の下に「電子
店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法
人が第六十条の十四第二項において準用する
第六十条の八第一項の規定により第六十条の
十四第一項の許可を取り消されたことがある
場合」を加え、同号ホ中「第六十条第一項の
下に若しくは第六十条の十四第一項」を加
え、同号ヘ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の
次に次のように加える。

(3) 第六十条の十四第二項において準
用する第六十条の八第一項の規定に
よる第六十条の十四第一項の許可の
取消しの処分に係る行政手続法第十
五条の規定による通知があつた日か
ら当該処分をする日又は処分をしな
いことの決定をする日までの間に第

六十条の十四第二項において準用す
る第六十条の七に規定する場合に該
当する旨の同条の規定による届出を
した場合における当該届出に係る電
子店頭デリバティブ取引等許可業者
(当該通知があつた日以前に解散を
し、又は電子店頭デリバティブ取引
等業務を廃止することについての決
定当該電子店頭デリバティブ取引
等許可業者の業務執行を決定する機
関の決定をいう。)をしていた者を除
く。)の役員であつた者で、当該届出
の日から五年を経過しないもの

附則第三条中「起算して六年を経過する日の
属する年の翌年の四月一日を「金融商品取引法
等の一部を改正する法律平成二十六年法律第
号」附則第一条第二号に掲げる規定の施
行の日」に、「同日から適用するものとし」を「適
用しないものとし」に改める。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の
一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。
目次中「第六章 罰則(第十五条の二―第二
十四条)」を「第六章 没収に関する手続等の特
別(第十五条の二―第二十四条)」に改める。
例(第二十五条―第二十七条)に改める。
第二条第四項中「第三十八条の下に」第七号
を除く。)を加え、「規定(を規定並びに)」に、
罰則を含む。)を「同法第八章及び第八章の二
の規定」に改める。
第二条の二中「及び第二号」を、「第二号及び
第七号」に、「損失補てん等」を「損失補填等」に

改める。

第十八条の二に次の一項を加える。
2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百
九条の三第二項の規定は、前項の規定による
没収について準用する。この場合において、
同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八
条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「金
融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十
八条の二第一項」と、この条、次条第一項及
び第二百九条の四第一項とあるのは「この
項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次
項」と、同条第二項中「混和財産第二百九条の
二の規定に係る不法財産が混和したものに限
る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百
九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項
又は第二百九条の二」とあるのは「金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第
一項」と読み替えるものとする。
第七項 没収に関する手続の特例

第二十五条 第十八条の二第一項の規定により
没収すべき財産である債権等(不動産及び動
産以外の財産をいう。次条及び第二十七条に
おいて同じ。)が被告人以外の者(以下この条
において「第三者」という。)に帰属する場合に
おいて、当該第三者が被告事件の手続への参
加を許されていないときは、没収の裁判をす
ることができない。
2 第十八条の二第一項の規定により、地上
権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収しようとする場合におい
て、当該第三者が被告事件の手続への参加を
許されていないときも、前項と同様とする。
3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から
第五項までの規定は、地上権、抵当権その他
の第三者の権利がその上に存在する財産を没
収する場合において、第十八条の二第二項に
おいて準用する同法第二百九条の三第二項の

規定により当該権利を存続させるべきときに
ついて準用する。この場合において、同法第
二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二
項」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営
等に関する法律第十八条の二第二項において
準用する前条第二項」と読み替えるものとす
る。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に
関する手続については、この法律に特別の定
めがあるもののほか、刑事事件における第三
者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭
和三十八年法律第三百三十八号)の規定を準用
する。

(没収された債権等の処分等)
第二十六条 金融商品取引法第二百九条の五第
一項の規定は第十八条第二号の罪に関し没収
された債権等について、同法第二百九条の五
第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債
権の没収の裁判が確定したときについて、同
法第二百九条の六の規定は権利の移転につ
いて登記又は登録を要する財産を同号の罪に
関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又
は登録を関係機関に嘱託する場合について、
それぞれ準用する。
(刑事補償の特例)
第二十七条 第十八条第二号の罪に関し没収す
べき債権等の没収の執行に対する刑事補償法
(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容
については、同法第四条第六項の規定を準用
する。

(農業協同組合法の一部改正)
第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百
三十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六章 罰則(第九十九条―第一百二
条)」を「第六章 罰則(第九十九条―第一百二
条)」を「第七章 没収に関する手続の特例(第
百三条―第一百五条)」に改める。
百三十一条の二の四中「及び第二号」を、「第二

号及び第七号に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と「を加える。

第十一号の十の三中「第三十八号第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と「を加える。

第九十二条の三第二項中「第六章」の下に「及び第七号」を加える。

第九十二条の五中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と「を加える。

第九十二条の六の二に次の一項を加える。
金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは、「次項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは「第九十八條の二第一項」と読み替えるものとする。

第七章 没収に関する手続等の特例
第七百三条 第九十九條の六の二第一項の規定により没収すべき財産である債権等不動産及

び動産以外の財産をいう。次条及び第七百五条において同じ。が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第九十九條の六の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九條の六の二第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「農業協同組合法第九十九條の六の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

第四百四條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九條の六第一号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

第九十九條の六第一号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

（消費生活協同組合法の一部改正）
第五條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
目次中「第九章 罰則第九十八條一第百一條」を「第九章 罰則第九十八條一第百一條」を「第十章 没収に関する手続等の特例（第百一條の二）第百一條の四」に改める。

第九十八條の五に次の一項を加える。
2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは、「次項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは「第九十八條の二第一項」と読み替えるものとする。

第九十八條の五に次の一項を加える。
2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは、「次項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び第四第一項」とあるのは、「この項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項中「第九十八條の二第一項」とあるのは「第九十八條の二第一項」と読み替えるものとする。

第十章 没収に関する手続等の特例
（第三者の財産の没収手続等）
第七百一條の二 第九十八條の五第一項の規定に

より没収すべき財産である債権等不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第七百一條の四において同じ。が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第九十八條の五第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八條の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八條の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）
第七百一條の三 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十八條の四の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十八條の四の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第九十八條の四の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に

嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第百一条の四 第九十八條の四の罪に關し没収すべき債權等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第六條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第百二十八條―第百三十四條)」を「第九章 罰則(第百二十八條―第百三十四條)」に改める。

例(第百三十五條―第百三十七條)に改める。

第十一條の九中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」とを加える。

第十五條の七中「第三十八條第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」とを加える。

第百二十一條の三第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加える。

第百二十一條の五中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」とを加える。

2 金融商品取引法第二百九條の二及び第二百九條の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、

同法第二百九條の二第一項中「第百九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十九條の四第一項」と、「この条、次条第一項及び第百九十九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第百九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十九條の四第一項」と読み替えるものとする。

第十條 没収に關する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第百三十五條 第百二十九條の四第一項の規定により没収すべき財産である債權等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百三十七條において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に歸属する場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百二十九條の四第一項の規定により、地上権、抵當權その他の第三者の權利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九條の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵當權その他の第三者の權利がその上に存在する財産を没収する場合において、第百二十九條の四第二項において準用する同法第二百九條の三第二項の規定により当該權利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九條の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「水産業協同組合法第百二十九條の四第二項において準用する前条第

二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手續については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手續に關する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債權等の処分等)

第百三十六條 金融商品取引法第二百九條の五第一項の規定は第百二十九條の三第一号の罪に關し没収された債權等について、同法第二百九條の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債權の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九條の六の規定は權利の移転に關し登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき權利の移転の登記又は登録を關係機關に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第百三十七條 第百二十九條の三第一号の罪に關し没収すべき債權等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第百二十二條―第百十八條)」を「第六章 罰則(第百二十二條―第百十八條)」に改める。
第七章 没収に關する手続等の特例
(第百十九條―第百二十一條)に改める。

第九條の七の五第二項中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」とを加える。

第百二十二條の四に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九條の二及び第二百九條の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第一項中「第百九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「中小企業等協同組合法第百二十二條の四第一項」と、「この条、次条第一項及び第百九十九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第百九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「中小企業等協同組合法第百二十二條の四第一項」と読み替えるものとする。

第七章 没収に關する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第百十九條 第百二十二條の四第一項の規定により没収すべき財産である債權等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百二十一條において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に歸属する場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百二十二條の四第一項の規定により、地上権、抵當權その他の第三者の權利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九條の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵當權その他の第三者の權利がその上に存在する財産を没収する場合において、第百二十二條の四第二項において準用する同法第二百九條の三第二項の規定により当該權利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法

第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第二百九条の四第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二百二十条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第二百九条の三の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第二百九条の三の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二百九条の三の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二百二十一条 第二百九条の三の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加え、「第十二条」を「第十五条」に改める。

第六条の五の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止の下に」金銭の流用が行われている場合の募集

等の禁止を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第十条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項没収の要件等の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二項の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産」(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。以下「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二項の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

(第三者の財産の没収手続等)

第十三条 第十条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第十五条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から

第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第十四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第十条の二の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第十条の二の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づき登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第十条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第十五条 第十条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五編 罰則(第二百二十八条―第二百五十二条)」を「第五編 罰則(第二百二十八条―第二百五十二条)」と改める。

第六編 没収に関する手続

第二百四十四条に次の一項を加える。

第二百四十三条の三第一項の表第二十九条の四第一項第一号二を第二十九条の四第一項第一号ホに改める。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二項の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十四条第一項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「この項」と、同条第二項中「混和財産」(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。以下「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二項の二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第六編 没収に関する手続等の特例

第六編 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第二百五十三条 第二百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百五十五条において同じ。)が被告人以外の者

第二百五十三条 第二百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百五十五条において同じ。)が被告人以外の者

(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二百四十四条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手續に關する応急措置法昭和三十一年法律第三十八号の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二百五十四條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第二百四十三条第二号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二百五十五條 第二百四十三条第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(信用金庫法の一部改正)

第十條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章 罰則(第八十九条の四―第九十四条)」を「第十一章 罰則(第八十九条の四―第九十四条)」とし、「第十二章 没収に關する手續の特例(第九十五条―第九十七条)」を改め、
第八十九条第六項中「第九章の下に」及び第十章を、「第十一章の下に」及び第十二章を加える。

第八十九条の二中「兼業の範圍」の下に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に、「同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第九十条の四の三に次の一項を加える。
2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第一項又は第二号の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この

条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二号の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、同法第九十条の四の三第一項と、「この

条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二号の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第十二章 没収に關する手續等の特例

(第三者の財産の没収手續等)

第九十五条 第九十条の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手續への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手續等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十条の四の三第二項において準用する同法第二百九条の四の三第二項没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信用金庫法第九十条の四の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手續に關する応急措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の規定を準用する。

関する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手續に關する応急措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第九十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第九十条の四の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十条の四の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転に關し登記又は登録を要する財産を第九十条の四の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第九十七条 第九十条の四の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項補償の内容の規定を準用する。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十一條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第十七條中「罰則」の下に、「第十章(没収に關する手續等の特例)」を加える。
第十七條の二中「兼業の範圍」の下に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に、「同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同

項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは、特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは、特定預金等契約」とを加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二混和した

財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

(第三者の財産の没収手続等)

第三十条 第二十五条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三十二条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十五条の二の三第一項の規定により、

地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から

第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規

定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十五条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づき登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二十五条の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第三十二条 第二十五条の二の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(労働金庫法の一部改正)

第十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
目次中第十一章 罰則(第九十九條一第百三

條)を「第十一章 罰則(第九十九條一第百三條)を」第十二章 没収に關する手続等の特例(第百四條一第百六條)に改める。

第九十四條第四項中「第九章」の下に「及び第十章」を、「第十一章」の下に「及び第十二章」を加える。

第九十四條の二中「兼業の範圍」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と」、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第百條の四の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「労働金庫法第百條の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「労働金庫法第百條の四の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一章を加える。

第十二章 没収に關する手続等の特例(第三者の財産の没収手続等)

第百四條 第百條の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百六條にお

いて同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百條の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第百條の四の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「労働金庫法第百條の四の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第百五條 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第百條の四の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第百條の四の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づき登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第百條の四の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關

係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第六百六条 第百条の四の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(銀行法の一部改正)

第十三条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第六十一条―第六十七条)」を「第九章 罰則(第六十一条―第六十七条)」を「第十章 没収に関する手続等の特例(第六十八條―第七十條)」に改める。

第十三条の四中「兼業の範囲」の下に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第四十七條第三項中「第九章」の下に「及び第十條」を加える。

第五十二條の二の五中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四條の第三項第四号」を削り、「同条第二項第四号」を「同法第三十四條の第三項第四号」に改め、「により対象契約」との下に、「同条第四項第二号中」締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約

の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第五十二條の四十五の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第五十二條の六十一第二項中「第九章」の下に「及び第十條」を加える。

第六十三條の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九條の二(混和した財産の没収等)及び第二百九條の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「次項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第十條 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第六十八條 第六十三條の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第七十條において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続へ

の参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第六十三條の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九條の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第六十三條の二の三第二項において準用する同法第二百九條の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九條の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「銀行法第六十三條の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第六十九條 金融商品取引法第二百九條の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第六十三條の二の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九條の五第二項の規定は第六十三條の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九條の六(没収の裁判に基づき登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第六十三條の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第七十條 第六十三條の二の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四條第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第十四條 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第五十二条―第五十九条)」を「第七章 罰則(第五十二条―第五十九条)」を「第八章 没収に関する手続等の特例(第六十條―第六十二條)」に改める。

第二条第一項中「この法律」の下に「第八章を除く。」を加える。

第四十條の二第五項中「第七章」の下に「及び第八章」を加える。

第五十三條の二に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九條の二及び第二百九條の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「不動産特定共同事業法第五十三條の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「不動産特定共同事業法第五十三條の二第一項」と読み替えるものとする。

第八條 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第六十條 第五十三條の二第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動

産以外の財産をいう。次条及び第六十二条において同じ。が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第五十三条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第五十三条の二第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「不動産特定共同事業法第五十三条の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第六十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第五十三条第三号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第六十二条 第五十三条第三号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(保険業法の一部改正)

第十五条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六編 罰則(第三百五十五条―第三百九十九条)」を「第六編 没収に関する手続等の三三三九条」を「第七編 没収に関する手続等の三三三九条」に改め

第二百四十条第一項第一号中「第二編第十章」を「第二章」に、「第三編」を「次編」に、「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「第六編及び第七編の規定に改める。

第三百条の二中「兼業の範囲」の下に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第七号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、」を加える。

第三百七条の三に次の一項を加える。
2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二十条の二」とあるのは「保険業法第三十七号の三第一項」と、「この条、業法第三十七号の三第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産

(第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「保険業法第三十七号の三第一項」と読み替えるものとする。

第七編 没収に関する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第三百四十条 第三百七条の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等、不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三百四十二条において同じ。が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第三百七条の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第三百七条の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「保険業法第三十七号の三第二項」において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭

和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三百四十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第三百七条の二第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第三百四十二条 第三百七条の二第二号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六条 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号の一部を次のように改正する。
目次中「第十一章 罰則(第九十八条―第一百二条)」を「第十二章 没収に関する手続等の特例(条)」に改める。

第五十九条の三中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、」を加える。

第五十九条の七中「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三十四号の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を同法第三十四号の三第二項第四号イに改め、「に

より対象契約」との下に、「同条第四項第二号中「締結する」とあるのは、締結の代理又は媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、を加える。

第九十五条の三第二項中「第十一章」の下に「及び第十二章」を加える。

第九十五条の五中「及び第一号」を、「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、を加える。

第九十九条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九條の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第十二章 没収に関する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第九十九条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この

条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十九条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十九条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「農林中央金庫法第九十九條の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第四百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第九十九条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準

用する。

(刑事補償の特例)

第二百五条 第九十九条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(信託業法の一部改正)

第十七条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則（第九十一条―第一百一条）」を「第七章 罰則（第九十一条―第一百一条）」を「第八章 没収に関する手続等の特例（第二百九条―第四百四条）」に改める。

第二十四条の二中「兼業の範囲」の下に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「損失補てん等」を「損失補填等」に改める。

第六十二条第一項中「第二章」を「前章」に、「及び」を「並びに」に改め、「第七章」の下に「及び第八章」を加える。

第九十五条に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第

一項又は第二百九条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一章を加える。

第八章 没収に関する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第九十九条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第四百四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで「第三者の財産の没収手続等」の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十五条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信託業法第九十五条第二項」において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三百三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十四條第七号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規定は権利の移転に關し登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）
第四百條 第九十四條第七号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項（補償の内容）の規定を準用する。

附則第二十条中「第二十九條の四第一項第一号口及び第二号ト」を「第二十九條の四第一項第一号ハ及び第二号リ」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）
第十八條 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 罰則（第六十七條―第七十七條）」を「第十章 罰則（第六十七條―第七十七條）」を「第十一章 没収に關する手続等の特例（第七十八條―第八十條）」に改める。

第六條第八項中「行う者」の下に「同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。」を加える。

第二十九條中「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第七十三條に次の一項を加える。

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八條の二第二項又は第二項の二」とあるのは、株式会社商工組合中央金庫法第七十三條第二項と、「この條、次條第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは、「この項と、次項及び次條第一項」とあるのは、「次項と、同條第二項中（混和財産（第二百九條の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二項の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三條第二項」と読み替へるものとする。

本則に次の一章を加える。

第十一章 没収に關する手続等の特例（第三者の財産の没収手続等）
第七十八條 第七十三條第二項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第八十條において「第三者」という。）に帰属する場合において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第七十三條第二項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九條の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第七十三條第三項において準用する同法第二百九條の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときにについて準用する。この場合において、同法第二百九條の四第三項及び第四項中「前條第二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第七十三條第三項において準用する前條第二項」と読み替へるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に關する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法（昭和三十一年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）
第七十九條 金融商品取引法第二百九條の五第一項の規定は第七十三條第一項第二号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九條の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九條の六の規定は権利の移転に關し登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）
第八十條 第七十三條第一項第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七條の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七條及び第十八條の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定（第八章 罰則（第九十七條―第二百九條）」を「第八章 罰則（第九十七條―第二百九條）」を「第八章の二 没収に關する手続等の九條の三）」に改める部分に限る。）、同法第四十六條、第四十六條の六第三項、第四十九條及び第四十九條の二、第五十條の二第四項、第五十七條の二第五項、第五十七條の十七第二項及び第三項並びに第六十三條第四項の改正規定、同法第六十五條の五第二項の改正規定（規定（を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定に改める部分に限る。）」を規定並びにに、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第二百九條の次に二條を加える改正規定並びに同法第二百十條第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三條の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に關する法律第二條第四項の改正規定（第三十八條の下に「第七号を除く。」を加える部分に限る。）」及び同法第二條の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十一條の二の四、第十一條の十の三及び第九十二條の五の改正規定を除く。）、第五條（消費生活協同組合法第十二條の三第二項の改正規定を除く。）、第六條（水産業協同組合法第十一條の九、第十五條の七及び第二百一十一條の五の改正規定を除く。）、第七條（中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項の改正規定を除く。）、第八條（協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の二の改正規定を除く。）、第九條（投資信託及び投資法人に關する法律第九十七條及び第二百二十三條の三

技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものに改める。

第六百六条第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第六百六条第四項本文中「以外の」の下に「外国」を加え、「又は第十四号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる会社(同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。)

また、同項に「又は特例対象持株会社(持株会社の子会社対象会社を子会社としてゐる会社に限る。)

若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としてゐるものに限り、持株会社を除く。)

第六百七条第一項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二百五十一条第二項中「並びに第三百三十七条第一項を」と並びに「第三百三十七条第一項本文」に、「第三百三十七条第一項」を、「第三百三十七条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第一項ただし書及び第五項(これらの規定を)」に改め、同条第三項中「第三百三十七条第一項」を「第三百三十七条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第一項ただし書及び第五項」に改める。

第二百五十三条中「第四百四十二条」を「第四百四十二条第二項本文」に、「とする」を「とし、同項ただし書(第二百十條第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)

の規定は、適用しない」に改める。

第二百七十条の四第九項中「第三百三十七条」の下に「第一項ただし書及び」を、「から第四百四十二条」の下に「(第二項ただし書を除く。)

第二百五十一条の二十二第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第二百七十五条第一項第三号中「受けた者の下に」又はその者の再委託を受けた者」を加える。

又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険(団体又はその代表者を被保険者とする保険をいう。次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。)

に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること

が期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。)

に關し、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては、適用しない。

第二百九十四条に次の二項を加える。

4 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行うおうとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所
二 保険仲立人の権限に関する事項
三 保険仲立人の損害賠償に関する事項
四 その他内閣府令で定める事項

5 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

第二百九十四条の次に次の二条を加える。
(顧客の意向の把握等)

第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に關し、顧客の意向を把握し、これに沿つた保険契約の締結等(保険契約の締結又は保険契約への加入をいう。以下この条において同じ。)

の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(業務運営に關する措置)

第二百九十四条の三 保険募集人は、保険募集の業務(自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条並びに第三百五条第二項及び第三項において同じ。)

に關し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客

への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の適正な遂行、二以上の所属保険会社等を有する場合における当該所屬保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項の提供、保険募集人指導事業(他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項(当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。)を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業をいう。)を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の適正な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の適正な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第二百九十六条 削除

第二百九十九条中「保険仲立人は」の下に「顧客から委託を受けてその」を加える。

第三百条の見出し中「締結又は保険募集を」を「締結等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「締結又は保険募集を」を「締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘す

る行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に改め、「行為」の下に「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に改め、第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、「」を加え、「第一号」を「同号」に改め、「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

第三百条第一項第一号中「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加える。

第三百条の二中、「」次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他の保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」とを、「」交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等)をいう。以下この項において同じ。の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」とに改める。

第三百三条中「保険仲立人」を「特定保険募集人(その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。

次条において同じ。又は保険仲立人に改める。

第三百四条中「保険仲立人」を「特定保険募集人又は保険仲立人」に改める。

第三百五条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者若しくは当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に対し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第三百七条第七号中「若しくは監査役」を

「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第三百二十条第五号中「第三百五条」を「第三百五条第一項又は第二項」に改め、同条第六号中「第三百五条」を「第三百五条第一項又は第二項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第十九条を次のように改める。

附則第十九条 削除

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第十二項中「第三百三十七条第五項及び第三百三十八条」を「第三百三十七条第五項及び第三百三十八条、第三百三十八条並びに第四百零二条第二項ただし書」に改める。

附則第三条第一項中「第三百三十七条第五項」を「第三百三十七条第一項ただし書及び第五項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附則第四条第十一項中「第三百三十七条第五項」を「第三百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第四百零二条第二項ただし書」に改める。

附則第四条の二の表以外の部分中「第二百九十四条」を「第二百九十四条第三項」に改め、「第三百条」の下に「第一項ただし書を除く。」を加え、同条の表第二百九十四条第一号の項中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第三項第一号」に改め、同表第二百九十四条第三号の項中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、同表第三百条第一項の項を次のように改める。

<p>第三百条第一項</p> <p>、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為</p>	<p>又は保険募集</p>
--	---------------

行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為)に関しては第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。

附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。

第三百条第一項第一号	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項	重要な事項
------------	---------------------------------	-------

附則第五条第三項中「第三百条第一項(の下に)ただし書を除き、」を、「第一項」との下に「、同法第三百条第一項中、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、「行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為)に関しては第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号

に掲げる行為を除く。」とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」とを加える。
 (保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条第一項中「第三百七十七条第五項を」
 「第三百七十七条第一項ただし書及び第五項並びに第四百十条第二項ただし書に改め、同条第三項中「第三百七十七条第五項及び第三百三十八条を」
 「第三百三十七條第一項ただし書及び第五項、第三百三十八条並びに第四百十条第二項ただし書に改める。」

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中保険業法第二百七十五条第一項第三号、第三百七十七条第七号及び附則第一百九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
 二 第一条中保険業法第百条の五第二項、第六六条、第七百七条第一項、第七百三十七条第一項、第七百四十一条、第七百五十一条、第七百五十三条、第七百七十条の四第九項及び第七百七十一条の二十二第一項の改正規定、
 第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第十二項、第三条第一項及び第四條第十一項の改正規定並びに第三条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
 (保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」という。)第三百三十七條第一項新保険業法第二百十条第一項及び第二百十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後にされる新保険業法第三百三十七條第一項の規定による公告に係る保険契約の移転について適用し、第二号施行日前にされた第一号の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)第三百三十七條第一項(旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)の規定による公告に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

2

新保険業法第四百十条第二項(新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二号施行日以後にされる新保険業法第四百十条第二項の規定による通知について適用し、第二号施行日前にされた旧保険業法第四百十条第二項(旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)の規定による通知については、なお従前の例による。

3

新保険業法第三百四條の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。
 (消費生活協同組合法の一部改正)
 第三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
 第十二條の二第三項中「第二百九十四條の」を「第二百九十四條第三項の」に、「第三百條の」を「第三百條(第一項ただし書を除く。)」の「に」、「第三百五條を」第三百五條第一項に、「第二百九十四條第三号を」第二百九十四條第三項第三号に改め、「第三百條第一項中(の下に)」、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に限り、「を」を、「特定共済契約」とに、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」とを加える。
 第九十八條の六中「第三百條第一項(の下に)ただし書を除く。」を加える。
 第三百條の三中「第三百五條を」第三百五條第一項に、「同条を」同項に、「同項を」第十二

条の二第三項に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第一項中「第二百九十四条顧客に対する説明」を「第二百九十四条第三項情報(提供)」に、「(保険契約の締結又は保険募集を「第一項ただし書を除く。)(保険契約の締結等)」に、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項中」の下に、「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入するための行為」に関する第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、「を、「特定共済契約」との下に、「「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」とを加える。

第一百二十二条の七第二号中「第三百条第一項」を「第三百条(第一項ただし書を除く。)(二)に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第一百四十四条の七中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第五条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十九条第八項中「第十二号まで」の下に「第十四号」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定)にあつては、当該規定。以下この条において同

じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。